

令和8年度貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人静岡県観光協会（以下「協会」という。）は、静岡県への国内外からの団体旅行の誘致ならびに旅行需要の平準化及び県内の消費拡大を促進するため、本県を目的地とする貸切バスを利用した県内グループ旅行を実施する旅行会社等に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、本要綱に基づくものとする。

(交付対象者)

第2条 第1条の「旅行会社等」は、旅行業法第3条及び第23条の登録を受けている旅行会社とする。ただし、過去5年間において協会及び静岡県が実施した助成制度に関し、不正交付が判明し、支援金の返還または申請取消の処分を受けた旅行会社等は交付の対象外とする。

(交付要件)

第3条 貸切バスを利用した団体旅行であって、次の要件をすべて満たす旅行であること。

(1) 静岡県内に平日に1泊以上する10名以上（ドライバー、添乗員及びガイド除く）の団体旅行であること。

ただし、宿泊した翌日が平日でない場合及び公立の宿泊施設利用は対象外とする。

(2) 旅行行程のうち、静岡県内に本社を持つ貸切バス事業者の貸切バスを2日以上利用すること。

(3) 旅行行程において静岡県を観光する行程を設定すること。

(4) 旅行行程における本県を観光する日程のうち、2日以上が平日であること。

(5) 旅行の出発日及び帰着日が以下の期間に催行される旅行であること。

出発日：令和8年9月1日（火）以降

帰着日：令和9年2月28日（日）以前

(6) 協会及び静岡県が実施する他の貸切バス利用に対する助成制度（支援金交付）を受けていないこと。ただし、各市町が実施する助成制度、及び（一社）ふじさん駿河湾フェリーが実施する「駿河湾フェリーバス利用補助」との併用は可。

2 第1項(1)における「平日」とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く月曜日から金曜日をいう。

3 第1項(3)及び(4)における「観光」とは、協会が発行した「令和8年度静岡県グループ・団体旅行造成のヒント」（以下、「造成のヒント」という。）に掲載されている観光施設、観光団体、飲食施設等を利用することをいう。

※造成のヒントは、静岡県観光ガイド Hello Navi (<https://hellonavi.jp>) の事業者向けページを参照すること。

(支援金の額及び限度額)

第4条 支援金の額は次のとおりとする。ただし、申請期間内であっても予算の執行状況により申請の受付を終了する場合がある。

- (1) 貸切バス1台につき30,000円を交付する。なお、1営業所(支店)につき600,000円を上限とする。
- (2) 前号に加え、次の①、②の要件を満たす場合は支援金を加算する。ただし、①、②の重複は可とする。
 - ① 第3条の交付要件に加え、旅行行程に富士山静岡空港または駿河湾フェリーを利用する旅行に対し、貸切バス1台につき10,000円。
 - ② 第3条の交付要件に加え、静岡県内に2泊以上する団体旅行に対しバス1台につき10,000円。
- (3) 同一住所であっても所定の行政庁に営業所として登録している場合は、別の営業所として申請できるものとする。

(支援金の交付申請及び変更申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする旅行会社等は、原則として、旅行実施の10日前(※土日・祝日を含む)までに、交付申請書(様式第1号)及び行程表等の必要書類を協会に提出するものとする。

- 2 支援金の申請期間は、令和8年7月1日から令和9年2月10日までとする。
ただし、予算の執行状況により申請の受付を終了する場合がある。
- 3 1つの旅行について、複数月に渡り旅行の設定がある場合は、各月毎に申請するものとする。
- 4 1つの旅行について、1営業所のみが申請できるものとする。

(支援金の交付決定)

第6条 協会は、前条の規定により支援金交付申請があったときは、10日以内(※土日・祝日を含む)にその内容を審査し、内容が適正であると認めたときは、交付決定通知書(様式第2号)により、旅行会社等に通知するものとする。

(支援金の変更交付申請等)

- 第7条 旅行会社等は、交付決定された旅行の内容を変更または中止する場合は、速やかに変更(中止)内容を申請しなければならない。
- 2 協会は、前項の規定により変更申請があったときは、内容を審査の上、変更(中止)を認める場合は、旅行会社等に通知するものとする。

(実績報告及び支援金の交付請求)

第8条 旅行会社等は、交付決定を受けた旅行が終了した時は、終了後10日以内(※土日・祝日を含む)または令和9年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)、請求書(様式第4号)及び貸切バス利用証明書等の必要書類を協会に提出する

ものとする。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）または協会が指定する休業期間を含む場合は、休業明けの最初の開所日までに提出することができる。

- 2 同一月内に複数回同じ旅行を実施する場合は、当該月内において最後に実施された旅行の終了日から10日以内（※土日・祝日を含む）に、まとめて実績報告及び交付請求を行うことができる。
- 3 第4条（2）①に基づく申請について、富士山静岡空港または駿河湾フェリーが利用されなかった場合、天候等のやむを得ない事情を含め、いかなる理由があっても加算の対象とならないものとする。

（支援金の確定及び支払い）

第9条 協会は、前条の規定により実績報告及び交付請求があったとき、必要な審査を行い、適正であると認めた場合は、予算の範囲内において、支援金の交付額を確定し、交付請求を受理した月の翌々月末までに、旅行会社等へ支払うものとする。

- 2 支払方法は、国内銀行の国内支店口座への送金に限る。

（支援金の交付決定の取消し等）

第10条 協会は、偽りその他の不正の手段により支援金の申請受理又は交付を受けた者に対しては、申請取消し及び今後の申請権をはく奪することができる。

- 2 前項の取消しが決定した場合は、速やかに電子メールにて通知する。
- 3 旅行会社等は、この要綱に定める事項に違反して支援金を受けた場合は、既に交付された支援金を協会に返還するものとする。
- 4 支援金を返還する場合の手数料等は、旅行会社等が負担するものとする。

（関係書類の保存）

第11条 旅行会社等は、支援金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（事業の停止）

第12条 協会は社会情勢等の事由により事業を停止する場合がある。この場合、事業停止をした日以降の申請の受付を行わないものとする。また、事業を中止又は停止した場合、申請済であっても支援金交付の対象とならずキャンセル料等のいかなる費用も補償しない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要の都度、協会が別に定める。なお、別途定める事項及び関連情報は、静岡県観光ガイド Hello Navi に掲載するものとし、旅行会社等は、最新の情報を確認のうえ申請を行うこと。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。

<参考:支援の流れ>

旅行会社		静岡県観光協会
<p>(1) 【申請】 交付申請書 (様式第 1 号) (提出期限: 旅行実施の 10 日前)</p>	メール送信	受理、審査
<p>交付決定通知書を受理</p>	メール送信	交付決定通知書 (様式第 2 号)
<p>(2) 【実績報告及び請求】 実績報告書 (様式第 3 号) 請求書 (様式第 4 号) (提出期限: 旅行終了後 10 日以内または 令和 9 年 3 月 10 日のいずれか早い日まで)</p>	メール送信	受理、審査
<p>支援金受領</p>		支援金支払い (請求書受理月の翌々月末までに)